

第478回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年10月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	欠		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	欠	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生		
副事務局長	小野寺 雅 樹		
主 幹	松 本 貴 紀		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年10月26日第478回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

委 員 川 口 知 子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書9月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計5件、13筆、2,886㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計8件、10筆、2,923.44㎡である。農地改良届については、合計4件、7筆、2,518.50㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、1筆、8,826㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計10件、120筆、90,406.36㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計14件、93筆、62,530.04㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数8件、筆数15筆、面積19,424㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から8番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から8番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数1筆、面積500㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。10月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に譲受人に話を聞

いてきた。譲受人は、申請地の隣地に住んでいる。申請地の隣に9年前に相続した約4畝程度の畑を所有しており、自家消費を目的として路地野菜を生育することで、畑を維持、管理している。また、申請地は未接道であり、申請地に行くには、譲受人の畑を横断する必要がある。申請地を取得後も引き続き、自家消費を目的として路地野菜と梅、柿を栽培していく計画である。申請地は、自宅の隣にあり、耕耘機などの農機具を所有していることに加え、隣の畑を維持、管理している実績があることから、計画どおりに路地野菜などを栽培できると思う。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、10月1日に譲受人から農地取得目的などを伺い、農機具や現地を確認した結果、本申請については、地元委員として問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 2 件、筆数 2 筆、面積 1, 147 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番、2 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、農家住宅はなにか。」との発言があった。

事務局は「住宅については、必要性が認められれば、敷地面積が 500 m²未満まで農地転用が可能だが、農業従事日数が年間 60 日以上農家については、1,000 m²まで認められるものである。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番、2 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙

手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数17件、筆数22筆、面積6,173㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、第2種農地なのか。また排水はないのか。整理番号15番について、排水は道路管理者の同意ではなく、水路管理者の同意が必要ではないのか。整理番号17番について、排水はないのか。」との発言があった。

事務局は「整理番号6番について、10ヘクタール以下の集団性のない農地のため第2種農地と考える。また排水設備はない。整理番号15番について、排水は道路側溝への放流

のため道路管理者の同意を得ている。整理番号17番について、排水設備はない。」と回答した。

委員から「整理番号6番、10番、17番について、資材置場には何を置くのか。雨水対策については、周辺農地に影響のないように対策はしているのか。」との発言があった。

事務局は「整理番号6番について、砕石、砂利、砂等の建築資材を置く計画である。雨水対策については、砂利敷きで自然浸透とし、周囲はコンクリートブロックを積む計画で周辺農地への影響はないと考える。整理番号10番について、砂利、砂、鉄筋等の建築資材を置く計画である。雨水対策については、砂利敷きで自然浸透とし、周囲はコンクリートブロックを積む計画で周辺農地への影響はないと考える。整理番号17番について、瓦を置く計画である。雨水対策については、砂利敷きで自然浸透とし、周囲はコンクリートブロックを積む計画で周辺農地への影響はないと考える。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第478回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年11月2日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

委 員 川 口 知 子
